

# 山梨県の最低工賃

最低工賃は、山梨県内において下表の業務に従事する家内労働者及びその者に委託する委託者に適用されます。

## 山梨県電気機械器具製造業最低工賃

(改正) 令和5年4月22日発効

品目	工程		規格	金額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	1か所につき 59銭
コイル	からげ (1か所につき、4回以内からげて切るものに 限る)		線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき 89銭
コネクター	差し (リード線の端末に取り付けられた端子を コネクターに差し込むことをいう)			1端子につき 56銭

## 山梨県貴金属製品製造業最低工賃

(改正) 令和4年3月23日発効

品目	作業工程	金額	
ピアス (プレス製に限る)	ろう付け	1か所につき	8円
	石留め(爪留め)	1個につき	12円
リペ ンダ ン グ ト チ グ ス	ワックスパターン取り (ゴム型に中子が発生しないもの)	1個につき	8円

備考 品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

## 山梨県婦人服製造業最低工賃

(改正) 令和3年5月5日発効

品目	工程	規格	金額		
ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	そで口あきみせまつり		1着(両そで)につき	13円	
	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの	5センチメートルにつき	10円	
	星入れ		10センチメートルにつき	14円	
	ボタン付け		根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	8円
			根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	10円
	かぎホック付け		1組につき	15円	
	スナップ付け		1組につき	15円	
	糸ループ付け		糸ループの長さが3センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき	9円
			糸ループの長さが5センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき	10円
	×印しつけ止め		1か所につき	10円	
肩パット付け		1着(両肩)につき	35円		
婦人用M 丸首無地 セーター	オーバーロックミシンによる縫製	長そで 肩・そで及びわき	1着につき	85円	
	リンクミシンによる取付け	衿(ハイネックに限る)	12ゲージ	1着につき	74円
	手ががり	衿(ハイネックに限る)		1着につき	36円

備考1 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

備考2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。